

第1節 健康増進に向けた取り組みの推進

1 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

町民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む町にとっても、一人ひとりの町民にとっても重要な課題です。

したがって、健康増進施策を白老町の重要な行政施策として位置づけ、健康しらおい21（第二次）の推進においては、町民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、個人の身体（健診結果）をよく見ていくことです。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。

一人ひとりの、生活の状態や、能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

本町としては、その活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくために、科学的な支援を積極的に進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、一緒に生活を営む家族や、地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、町民が共同して取り組みを考え合うことによって、個々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができる、地域活動をめざします。

これらの活動が、国民運動の5つの基本的な方向を実現させることであると考えます。

2 計画策定体制

健康しらおい21計画及び白老町食育推進計画は、生活習慣病予防を柱に、乳幼児から高齢者までライフサイクルに応じた計画であることから、計画の策定及び変更にあたっては、健康増進事業実施者の意見を反映させるための措置が講じられています。

当計画を町民や民間の事業者と協働して推進するために、健康増進法に規定する健康増進事業実施者（母子保健法・学校保健安全法・労働安全衛生法・各種保険法・介護保険法等）の代表者で構成する健康しらおい21計画・白老町食育推進計画策定健康増進事業実施者会議（資料編参照）を設置し、協議・検討を図り策定を進めます。

3 計画の周知

本計画を推進していくためには、町民が計画の内容を理解することが何よりも大切です。そのために、広報やホームページをはじめ、多くの機会を通じて本計画の周知に努め、町民の健康づくりに対する意識を高めていきます。

第2節 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

白老町庁内における健康増進事業実施は、様々な部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります（表1）。

また、町民の生涯を通じた健康の実現を目指し、町民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師協議会や歯科医師協議会、などの構成団体等とも十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政等が協働して進めていきます。

町民の役割

< 家庭 >

家庭は、人々が暮らしていく上で最も基本的な単位で、一人ひとりの健康を生涯にわたって育む場です。家庭は、食事・運動・睡眠・休養等正しい生活習慣を身につける最も重要な場であり、健康的な生活習慣を親から子へ伝えていくことは、生涯を通じた健康づくりを実践する第一歩として大切な役割を担っています。

< 地域・団体 >

地域では様々な活動を通じて、健康づくりが実践されており、住み慣れた地域の中でふれあい、支え合い、声かけ、見守り等を通して、心身の健康を育むことも大きな役割です。スポーツ・子育て・文化・芸術活動・福祉等の様々な組織・グループや町内会が連携し、町民一人ひとりの健康づくりを支援していくことが大切です。

事業者（事業主）の役割

< 医療機関 >

従来からの病気の治療に加え、健康を増進し、病気を予防するための高度な専門的知識を生かし、町民の健康づくりを支える役割を担っています。

また、健診結果をもとに受診者の状態に合わせた生活習慣改善の指導を充実させる等、生活習慣病予防の観点からも重要な役割を担っています。

＜事業者（主）＞

働く人にとって職場は、家庭に次いで一日の大半を過ごし、健康に大きな影響を及ぼす場です。

活力ある職場づくりのためには、働く人々の心身の健康が重要な要素となることから、職場全体で健康管理をすすめることが重要です。

行政機関等の役割

＜保育所、幼稚園、小・中学校＞

保育所、幼稚園、小・中学校は、乳幼児期から思春期の子ども達が、家庭に次いで多くの時間を過ごす場所です。この時期の心身の健康を保持・増進させるため、また将来にわたって自己の健康を管理し、改善していくための資質や能力を養っていくための重要な役割を担っています。

また、早寝、早起き、朝ごはんを中心とした食育の推進を図り、子どものときからのメタボリックシンドローム対策を進めていくことが重要です。

＜町＞

保健・医療・福祉部門と生涯学習、学校教育部門等が連携し、各施策に沿って町民一人ひとりの健康づくりへの支援に積極的に取り組んでいきます。関係各課が協力し「食育推進計画」と併せて総合的に推進および評価を行います。

第3節 健康増進を担う人材の確保と資質の向上

保健師、管理栄養士等は、ライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的でデータである、健診データを見続けていく存在です。

健診データは生活習慣の現れですが、その生活習慣は個人のみで作られるものではなく、社会の最小単位である家族の生活習慣や、その家族が生活している地域などの社会的条件のなかでつくられていきます。

細長い町で、地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、町民の健康増進に関する施策を推進するためには、地区担当制による保健指導等の健康増進事業の実施が必要になります。国では保健師等については、予防接種などと同様、必要な社会保障という認識がされている中で、単に個人の健康を願うのみでなく、個人の健康状態が社会にも影響を及ぼすと捉え、今後も健康改善の可能性や経済的効率を考えながら優先順位を決定し、業務に取り組んでいくために、保健師等の年齢構成に配慮した退職者の補充や、配置の検討を進めていきます。

また、健康増進に関する施策を推進するためには、資質の向上が不可欠です。保健師や管理栄養士などの専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に、積極的に参加して自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めます。